

第8章 入 場 券

(入場券の発売)

第294条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持しなければならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについては、この限りでない。

2 入場券は、別に定める場合を除いて、駅において係員または、乗車券自動印刷発売機により発売する。ただし、定期入場券は、社で指定した駅において発売する。この場合、発売時間を別に定めることがある。

(入場券の種類および料金)

第295条 入場券は、普通入場券および定期入場券の2種類とし、その料金は次のとおりとする。

(1) 普通入場券

1枚について	大人	1 5 0 円
	小児	8 0 円

(2) 定期入場券

1枚について	4,400円
--------	--------

2 定期入場券を購入しようとする者は、第35条第2号に規定する定期乗車券購入申込書に、使用者の住所・氏名および年齢を記入のうえ、提出しなければならない。

(入場券の効力)

第296条 普通入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限り、定期入場券は、券面記載の駅で発売日から1箇月間記名人に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車内に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第297条 入場券は、次のいずれかに該当するときは、無効として回収する。

- (1) 券面の表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (3) 定期入場券をその記名人以外の者が使用したとき
- (4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき

2 前項の規定は偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

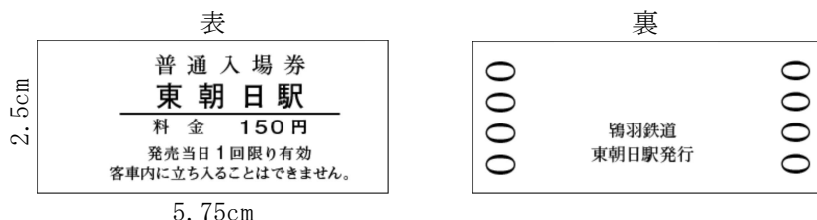
3 定期入場券が、第1項の規定によって無効として回収された場合は、その記名人に対して、以後定期入場券の発売をしないことがある。

(入場券の様式)

第298条 入場券は、次の様式により印刷したものに、普通入場券についてはその表面左端に発行日付印を押したものとし、定期入場券についてはその所定欄に駅名・有効期限・氏名・年齢および発行年月日をそれぞれ記入したものとする。

(1) 普通入場券

イ 一般式 大人用・小児用



備考 (1) 必要により表面中央部左方に「(鵜羽)」を印刷する。以下乗車券自動印刷発売機式についても、また同じ。

(2) 表面に淡黄褐色で第186条の地模様を印刷する。

(3) 必要により小児断片を設け、大人小児用とすることがある。

(4) 大人専用のものに第188条第1項第2号イに規定する印を押すし、小児に対して発売することがある。

ロ 乗車券自動印刷発売機式



備考 (1) 表面に、淡赤色で第186条の地模様を印刷する。

(2) 必要に応じ、横の寸法を5.75cmとすることがある。

(3) 小児料金を併記して大人小児用とすることがある。この場合、小児に対して発売するときは、第188条第1項第2号ロの規定を準用する。

(2) 定期入場券

表

5.75cm	<u>定 期 入 場 券</u>		
	<u>駅</u>		
	年	月	日まで有効
	円..... 様..... 歳年.....月.....日 駅発行		

8.5cm

裏

(ご 案 内)

- 1 入出場の際は、必ず係員にお見せください。
- 2 有効期間が切れたり、不用になったりしたときは必ずお返してください。
- 3 列車内に立ち入ることができません。
- 4 次のような場合は、入場券を回収し、所定の料金をいただきます。
 - (1) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用されたとき。
 - (2) 発売駅以外の駅で使用されたとき。
 - (3) 記名人以外の者が使用されたとき。
 - (4) その他不正の手段として使用されたとき。
- 5 入場券を不正使用されたときは、以後発売を停止することがあります。

備考 (1) 表面に、淡緑色で、第186条の地模様を印刷する。

(2) 必要により駅名を印刷する。

(入場券の改札および引渡し)

第299条 入場券は、入場の際に、係員に呈示して改札を受け、かつ、普通入場券については、入缺を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、入場の際の入鉢は、券面に相当の表示をした場合に限って、省略することがある。
- 3 入場券は、その使用を終えたときは、ただちに、係員に引き渡すものとする。その効力を失ったときもまた同じ。

(無札入場者)

第300条 乗車以外の目的によって入場券を所持しないで入場したとき、または第297条第1項の規定によって入場券（定期入場券を除く。）を無効として回収したときは、その入場者から第295条の規定による普通入場料金を収受する。

- 2 第297条第1項の規定により定期入場券を無効として回収したときは、その入場者から、入場券の効力の発生した日から無効の事実を発見した当日まで、毎回1回ずつ入場したものとして、前項の規定を準用する。
- 3 前各項の規定は、第297条第2項の規定により、偽造の入場券を回収した場合に準用する。

注 関係条文の内容は、次のとおりである。

第295条 入場券の種類および料金

第297条 入場券が無効となる場合

(入場料金の払いもどし)

第301条 第6条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は、普通入場券を所持する者は、入場料金額の払いもどしを、定期入場券を所持する者は、引き続き5日以上制限し、または停止したときに限り、1日につき150円の割で計算した入場料金の払いもどし、または相当日数の有効期間の延長を請求することができる。

- 2 前項の規定による場合のほかは、入場料金の払いもどしをしない。

注 第6条は、旅客運送等の制限または停止に関する規定である。

第302条 削除

第303条 削除

第304条 削除

第305条 削除